

『橋本市部落差別の解消を推進する条例』の概要 (施行：令和3年4月1日)

橋本市は、部落差別の解消について、市民の皆さんの理解が深まるよう努め、部落差別のない社会の実現を目指しています。

条例の目的と理念は？

(第1条・第2条)

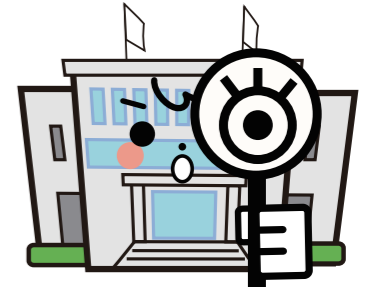
- 現在もなお部落差別が存在し、インターネット上でも誹謗中傷する書き込みが発生していることを踏まえ、部落差別のない社会を実現するため、必要な事項を定めます。
- 部落差別による人権侵害を決して許すことなく、市民すべての基本的人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- 行政、市民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別解消に取り組みます。



市の取り組みは？

(第7条・第8条・第9条・第10条)

- 部落差別を行った者に対し、正しく理解してもらうとともに、差別をしないよう指導・助言をします。また、これに従わない場合は、勧告を行います。勧告をしても従わない事業者があれば、市の旨を公表することができます。
- 部落差別を解消するための教育と啓発を進めます。(新たな差別が起こらないよう留意します。)
- 市民等からの相談に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。
- 国が実施する調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する市民の意識調査を行います。
- インターネット上の差別書き込み等を監視するとともに、差別と認められる書き込みがあれば、削除要請を行います。



部落差別の禁止！

(第3条)

- 結婚若しくは就職に際しての身元調査又はその他の行為により、部落差別を行ってはけません。
- インターネット等を通じて、部落差別を行ったり、差別的な情報の拡散を行ってはけません。



市の責務と市民・事業者の役割は？

(第4条・第5条・第6条)

市(行政)

差別の解消に関し必要な施策を講じる。情報提供、助言等の支援を行う。

(第4条)



市民

市の施策への協力等、必要な役割を果たすよう努める。

(第5条)



事業者

従業員の人権意識の高揚等、必要な取組を行うよう努める。

(第6条)

